

2024年9月24日

新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）に対する
説明資料

日本弁護士連合会

1 総論について

- ・ 経済的に窮境に陥るおそれのある事業者について、多数決で債務整理できる法制度を広く検討することには賛成する。
- ・ 本制度案で定義される「事業再構築」の内容が不明確であり、基準の明確化が求められる。
- ・ 本制度の対象範囲を極端に狭くし、または他の手続と比べて極めて厳格な手続とした場合には、利用される場面が極めて特別な場合にのみ限られることになってしまい、制度創設の意義を損ねる結果となる。さらに本制度のみ特に厳しい手続要件を課した場合には、既存の私的整理との連続性を認めにくくなってしまい、使い勝手が悪くなってしまう。
- ・ 他方、本制度が広く利用される場合には、既存の私的整理・法的整理手続が利用されなくなる等の影響が生じることが懸念される。既存の私的整理は対象債権者の全員一致が成立要件となっているが、多数決にて可決できるのであれば、手続選択において、他の私的整理より成立可能性が高いと考えられる本制度を第一選択とする傾向が生じうる。また、既存の法的整理では、多数決を可決要件とする一方で、取引債権者を含めた全債権者を対象債権者としていることから、法的整理ではなく、対象債権者を金融債権者に限ることができる本制度を選択する傾向が生じうる。多くの既存の手続は、事業再生等における多様なニーズに十分に 대응しており、仮に、これらの手続が利用されなくなってしまった場合には、多様なニーズに 대응されない等の弊害が生ずる危険が懸念される。
- ・ 以上から、既存の私的整理にて成立困難であった事例に限って、本制度による私的整理が利用できるという形式が望ましいものと考えられるところ、そのような形式をとった場合には、法的拘束力のない一時停止にて進行する既存の私的整理から、突如、法的拘束力のある一時停止にて進行する本制度に移行することになり、2つのまったく異なる手続が円滑に一体性をもって利用できる制度とすることができるか、技術的な問題が多いものと思われる（例えば、少数債権者としては、最終的に本制度によって多数決で決議がとられることになる

のであれば、最初の既存の私的整理への参加を拒む等が考えられ、その場合には、既存の私的整理を進めることは困難となり、結局、本制度を最初から実施することにならざるを得ない。

- ・なお、現在の私的整理（特に、事業再生ADR）の手続開始要件よりも開始要件を緩やかにする場合には、金融機関において債務免除等の金融支援を行う根拠が弱く、多数決による決議としたとしても成立は困難と考えられる。また、容易に金融支援を求められる場合には、当該対象債務者となりやすい企業に対する与信管理が厳しくなるなどの弊害が生じるため、慎重に検討すべきである。
- ・中小企業の再生事案において、一部の不合理な反対によって再建が頓挫する事例はほとんど存在しない。むしろ、全債権者同意に向けて丁寧な説明と説得を行い、金融機関の信頼を確保してきた。このような現在の私的整理の実務が崩れないように留意する必要がある。

2 対象債権について

- ・金融機関が有する金融債権に限ることについて、賛成である。取引債権を含めるべきではない。
- ・金融機関の対象には、サービサーや貸金業者・独立行政法人も含まれるが、再生型私的整理ではリース債権は対象外としており、本制度でもリース債権は対象外とすべきである。

3 担保付債権の取扱いについて

- ・一時停止の対象とする場合、その要件をどのように設定するのか（民事再生法31条等の要件と同様にするのか）、その要件判断を裁判所が迅速に判断する必要が生じることになり、裁判所の関与の度合いは大きくならざるを得ない。その場合、迅速に一時停止を実施する私的整理としての運用を維持できるのかという懸念がある。
- ・議決権行使においては、簡易な手続にて非保全債権を確定した上で、非保全部分にのみ議決権行使が認められる手続を相当と考える。その前提として、事業用必要不可欠な資産に対する担保権に関しては、再生計画案が可決成立することを条件として弁済合意（民事再生手続における別除権協定のような合意）を得る実務運用がなされる必要がある。
- ・他方、保全債権を含めた決議をまず行い、もし全員一致とならず、多数決による決議が必要となった場合には、当該決議内容のうち、非保全債権者による再生計画案への賛否比率を事後的に確認して、多数の非保全債権者にて賛成して

おり可決多数決要件を充足する場合には、成立を認めるという方法もあり得るところである。なお、この場合、事業用必要不可欠な資産に対する担保権に関する保全債権者が賛成していることを条件とすることになる。

4 一時停止について

- ・多数決にて成立を認める制度であれば、対象とすべき債権者（金融債権者）全員を手続に参加させ、手続からの離脱ができない（手続拘束性）制度となることから、法的拘束力を有する一時停止が必要であり、そのため、裁判所の手続とすべきである。
- ・他方、裁判所の手続とした場合には、どの裁判所が対応するのか（管轄の問題）、その発令要件を明確にする必要があり、民事再生法26条～31条等を参考とするなどして、どのように定めるのか重要な課題となる。
- ・一時停止の対象について、担保権実行の停止を含めたとしても、法的倒産手続の申立ては禁止されないものとすべきである。仮に、厳格な法的倒産手続によることを意欲する金融債権者があるとき、これに対しても、その途を閉ざして、より簡易な手続による多数決原理を絶対的に強制する（法的倒産手続の利用を禁止する）ならば、必然的に当該手続の一時停止の可否についての裁判所の判断は重くならざるを得ない。そのような制度設計は新設される手続の使い勝手を著しく損なうことになる危険がある。

5 計画案決議・裁判所認可手続について

(1) 計画案決議について

- ・本制度案の再構築計画案は、清算価値の保障を求めているが、準則型私的整理手続においては、各種の数値基準が設けられており、本制度においても同様の数値基準が用いられるべきである（産業競争力強化法施行規則28条、29条等）

(2) 債権額の確定と決議方法

- ・担保権付債権に関して記述したとおり、議決権については非保全部分のみとすることが相当であり、その議決権確定手続は裁判所が関与した簡易な手続にて実施することが望ましいと考える（民事再生手続等において届出債権額に争いが生じ、査定手続が行われる場合であっても、債権の内容・額の確定が厳格な手続にて行われるのに対し、議決権額については裁判所にて対象債権額の2分の1をもって行うことを認めるなど、簡易な手続で決めている）。

- ・または、担保権者においても決議に参加した上で、全員一致でない場合における多数決要件の確認の際には、再生計画案にて事業用必要とされている資産に対する担保権にかかる保全債権者が賛成していることを前提として、非保全債権のみをもって決議要件の確認を行う方法が考えられる。
- ・頭数要件について、特に意見はない。

(3) 認可要件

- ・全員一致を前提とする既存の私的整理では成立しえなかった案件を本制度の対象とするものであることから、可決要件は非保全債権額の4分の3以上とすべきと考える。
- ・速やかに認可を行うべきであるから、判断に時間がかかる要件（計画案の履行可能性・経営責任対応の相当性等）を設定すべきではなく、①計画案が清算価値保障を充たしており、②手続が債権者を公平に扱ったものである限りにおいて、③決議要件が充足していることが確認できれば、認可を行うものとする。

6 第三者機関の関与の在り方について

- ・全員一致にならなかった場合において、多数決要件を充足する場合に可決できることを目指す制度であるため、原則として、事業再生ADRにおける手続実施者と同レベルの第三者機関の関与を前提として構わないものとする。事業再生ADRにおける手続実施者は公正かつ適格に審査等を行っており、その前提にて全員一致にて再生計画が成立している実務が機能している。
- ・他方、一時停止の可否、争いある債権の議決権額の決定等を裁判所が行う場合には、第三者機関が裁判所の指示によって調査を行うことが想定されることから、既存の事業再生ADRにおける手続実施者の任務に加え、裁判所の手続を補佐する任務が増えるものとする。

以上